

教職大学院設置計画履行状況等調査の結果等について (平成27年度)

1. 調査の目的等

教職大学院における設置計画履行状況等調査（以下、「アフターケア」という。）は、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成18年文部科学省令第12号）第14条（※1参照）に基づき、教職大学院の設置認可時等における留意事項及び授業科目の開設状況、教員組織の整備状況、その他の設置計画の履行状況について、各教職大学院の教育水準の維持・向上及びその主体的な改善・充実に資することを目的として実施するものである。

2. 実施体制及び実施方法

アフターケアは、「大学設置分科会運営規則」第5条の2（※2参照）の規定に基づき、大学設置分科会の下に「設置計画履行状況等調査委員会」を設置し、所要の調査審議を行っているが、教職大学院については、高度専門職業人としての大学院段階での教員養成の中核を担うものであるという制度の特質を踏まえ、特に専門的な調査審議を行う必要があることから、「教職大学院特別審査会」（別紙1）に付託し、調査に当たっている。

教職大学院特別審査会では、完成年度を迎えていない教職大学院（2件）（別紙2）を対象として書面調査を実施した。書面調査は、大学から提出された「設置計画履行状況報告書」及びこれを裏付ける詳細な「補足説明資料」に基づき実施し、書面調査の結果、大学からの追加の説明聴取が必要であると判断した教職大学院（1件）を対象として、実地調査を実施した。実地調査は、大学からの説明聴取、学生インタビュー及び教育委員会インタビューを実施した。

3. 総合所見

調査対象となった2件の教職大学院については、高度な実践力・応用力を有する教員を養成する専門職大学院として、設置の趣旨・計画に沿って教育活動が進められており、概ね適切に対応する努力が払われているものの、教育委員会との連携について課題が残る大学も見られた。今回、課題が見られた教職大学院（1件）については、今後の改善に向けた意見を付す（別紙3）とともに、残りの教職大学院（1件）については、設置計画を着実に履行していることから、意見を付さないこととした。

今後、各教職大学院において、これまでの取組の成果と課題を検証するとともに、学部や既存の大学院においても、教職大学院の成果を踏まえ、教育委員会・学校現場等と連携しつつ、理論と実践が融合した新しい教育方法の実施・実習の充実などの教育内容の見直しや、大学教員の質の向上などを図ることで、教員養成全体の改革を図っていくことが期待されている。

4. 今後の取組

本年の調査の結果、意見を付された教職大学院については、来年度も引き続き、付された意見への対応状況について書面による報告を求め、改善状況を確認する方針である。また、教職大学院の認証評価（※3）を行う認証評価機関との有機的な連携を図るべく、これまでと同様、本調査の結

果を認証評価機関に送付することとしている。

※1 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成18年3月31日文部科学省令第12号) (抄)

第14条 文部科学大臣は、設置計画及び留意事項の履行の状況を確認するため必要があると認めるときは、認可を受けた者又は届出を行った者に対し、その設置計画及び留意事項の履行の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

※2 大学設置分科会運営規則(平成18年4月25日大学設置・学校法人審議会大学設置分科会決定)(抄) 第5条の2 分科会に、次に掲げる事項の調査、審議又は指導及び助言等をさせるため、設置計画履行状況等調査委員会(以下この条及び第七条第三項において「調査委員会」という。)を置く。

一 大学設置・学校法人審議会令(昭和六十二年政令第三百二号)第五条第二号の規定により大学設置分科会の所掌事務とされたもののうち大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成十八年文部科学省令第十二号)第十四条に定める設置認可及び届出後の設置計画及び留意事項等の履行状況についての調査等

二 学校教育法第九十五条に基づき、同法第十五条第二項若しくは第三項の規定による命令又は第一項の規定による勧告に関し、文部科学大臣が大学設置・学校法人審議会に諮問した事項に関する必要な調査等

三 前二号に規定する調査等の改善方策に係る審議

四 設置認可及び届出後の質保証に係る審議

2～9 (略)

※3 学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号) (抄)

第109条

1～2 (略)

3 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

大学設置・学校法人審議会（大学設置分科会）
教職大学院特別審査会委員 委員名簿

◎…主査 ○…主査代理

【委員】

こすぎ れいこ 小杉 礼子	独立行政法人労働政策研究・研修機構特任フェロー
さくま かつひこ 佐久間 勝彦	千葉経済大学長・短期大学部学長・理事長
ときや しげる 時野谷 茂	会津大学短期大学部長
かわぐち きよふみ 川口 清史	前総長・立命館大学政策科学部教授
はにゅう さわこ 羽入 佐和子	前お茶の水女子大学長
みずの あきさと 水野 明哲	前工学院大学長

【特別委員】

おかだ とよき 岡田 豊基	神戸学院大学長
こんどう みちあき 近藤 倫明	北九州市立大学長
せんば けんいち 仙波 憲一	青山学院大学長
たけみ ゆかり 武見 ゆかり	女子栄養大学教授
なかやま みねお 中山 峰男	崇城大学長・理事長
はまな あつし 濱名 篤	関西国際大学長・理事長
あべ えみこ 安部 恵美子	長崎短期大学長
くすみ はるしげ 楠見 晴重	関西大学長
○ こばやし まさゆき 小林 雅之	東京大学大学総合教育研究センター教授
まえだ よしざね 前田 芳實	鹿児島大学長
みかみ かずゆき 見上 一幸	宮城教育大学長
もちづき まゆみ 望月 真弓	慶應義塾大学教授

【専門委員】

まつき けんいち 松木 健一	福井大学大学院教育学研究科学長補佐・教授
ちくさ ともあき 竺沙 知章	京都教育大学大学院連合教職実践研究科教授
のうとみ けいこ 納富 恵子	福岡教育大学大学院教育学研究科教育実践講座教授
ながの ただし 長野 正	中京学院大学・中京短期大学部学長
たばた けんいち 田幡 憲一	宮城教育大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻教授
こめだ ゆたか 米田 豊	兵庫教育大学大学院学校教育研究科教育実践高度化専攻長・教授
たかおか しんや 高岡 信也	独立行政法人教員研修センター理事長
はやかわ みねお 早川 三根夫	岐阜市教育委員会教育長
わたなべ けいこ 渡邊 恵子	国立教育政策研究所教育政策・評価研究部長
◎ むらやま のりあき 村山 紀昭	北海道教育大学名誉教授
そえだ くみこ 添田 久美子	和歌山大学教育学部附属教育実践総合センター教授

教職大学院設置計画履行状況等調査の対象校一覧(平成27年度)

	区 分	設置 年度	大 学 院 名	研究科・専攻名	入学定員	位 置
1	国立	27	宇都宮大学大学院	教育学研究科 教育実践高度化専攻	15 人	栃木県
2	国立	27	大阪教育大学大学院	連合教職実践研究科 高度教職開発専攻	30	大阪府
	合 計		2大学		45	

平成27年度 教職大学院設置計画履行状況等調査意見

国公私	大学名	研究科・専攻名	開設年度	意見
国立	大阪教育大学大学院	連合教職実践研究科 高度教職開発専攻	27	○関係する教育委員会との連携会議を早期に開催し、修了後の採用におけるインセンティブの付与や、カリキュラム等の改善のための連携の強化や情報の共有のための仕組みを構築すること。